

宮城県地域公共交通活性化協議会の運営等に関する要領

（目 的）

第1条 この要領は、宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和5年4月1日施行、以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき宮城県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（路線の休廃止等の意向申し出）

第2条 バス事業者は、宮城県内において、路線の休止廃止、又は事業の休止廃止（以下「路線の休廃止等」という。）をしようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2第1項の規定又は同法第38条の規定による届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により、宮城県（以下「県」という。）に申し出るものとする。ただし、一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみであり、当該市町村の道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。）第4条第2項に規定する地域公共交通会議の協議事項に、一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線の休止又は廃止に関する事項を掲げている場合は、県と調整の上、当該市町村に申し出ることができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 休廃止等の種別（路線・事業）
 - (3) 休止又は廃止しようとする路線名
 - (4) 休止又は廃止の予定日
 - (5) 休止の申し出の場合にあっては、休止の予定期間
 - (6) 休止又は廃止しようとする路線の現況等
 - ア 輸送量（過去3年間の運行回数、乗車密度、乗降人数等）
 - イ 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
 - ウ 運行状況（運行路線図、運行時刻、普通旅客運賃表等）
 - (7) 休止又は廃止を必要とする理由
- 2 県は、県に対して前項の申し出があったときは、速やかに東北運輸局及び関係市町村に通知するものとする。
- 3 バス事業者は、生活交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、地域の実情により、第1項の申し出以前に関係市町村に対して積極的な情報提供を行うものとする。

（路線の休廃止等の意向の申出に係る市町村の手続き）

- 第3条 関係市町村は、前条第2項の規定に基づき通知を受けた路線が、複数市町村にまたがっている場合は、速やかに該当路線の存続等について検討し、協議会における協議の希望の有無について、県に回答するものとする。
- 2 関係市町村は、前条第2項の規定に基づき通知を受けた路線が、一つの市町村内のみ路線の場合は、自ら主体的に当該路線の存続及び廃止等について速やかに協議等を行うものとする。
- 3 関係市町村は、前項の協議等の結果を県へ報告するものとする。

（路線の休廃止等の意向の申出に係る協議会等への通知）

- 第4条 県は、前条第1項の規定に基づき関係市町村から協議会での協議を希望する旨の回答があった場合、速やかに、その旨を協議会へ通知するものとする。
- 2 県は、前条第1項の規定に基づきすべての関係市町村から協議を希望しない旨の回答

があった場合は、速やかに東北運輸局、関係市町村及びバス事業者へその旨を通知するものとする。

- 3 県は、前条第3項の規定に基づき関係市町村から報告があった場合は、速やかにその内容について、東北運輸局及び関係バス事業者へ通知するものとする。

（意見聴取等）

第5条 協議会は、前条第1項の通知があったときは、次の事項について、バス事業者及び関係市町村から書面により意見等を聴取するものとする。

(1) バス事業者

- ア 当該事業者の現況（過去3年間の輸送量、過去3年間の損益の状況）
- イ 該当路線存続についての事業者意見（現状の輸送サービスに対する意見等）
- ウ その他必要と認める事項

(2) 関係市町村

- ア 該当路線存続に対する意見
- イ 路線存続を希望する場合の輸送サービス内容（輸送サービスの範囲及び形態・輸送サービスの水準、提供主体）
- ウ その他必要と認める事項

（路線の休廃止等の協議）

第6条 協議会は、前条の書面を受理したときは、直ちに、関係部会（要綱第4条に規定する部会のうち関係する部会をいう。以下同じ。）を開催し、対応等について協議を行うものとする。

- 2 前項の部会協議は、協議会の協議とする。
- 3 第1項の協議の結果については、部会から協議会に報告するものとする。
- 4 部会において路線の休廃止等の協議を行う場合は、該当する路線の関係市町村及びバス事業者が出席して行われなければならない。

（地域公共交通確保維持改善事業に係る書類提出等）

第7条 バス事業者は、宮城県内で運行する路線について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環境大103号。以下「国要綱」という。）第2編第1章の補助対象事業を行いたい場合は、国要綱第7条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画の策定に必要な書類を県が別に定める日までに提出するものとする。

- 2 県は、前項の書類の提出があった場合は、速やかに関係市町村に通知するものとする。

（地域公共交通確保維持改善事業に係る市町村の手続き）

第8条 前条第2項の規定に基づく通知を受けた関係市町村は、速やかに地域公共交通確保維持改善事業の内容について検討し、協議会における協議の希望の有無について、県に回答するものとする。

（地域公共交通確保維持改善事業に係る協議会等への通知）

第9条 県は、前条の規定に基づき関係市町村から協議会での協議を希望する旨の回答があった場合、速やかに、その旨を協議会へ通知するものとする。

- 2 県は、前条の規定に基づきすべての関係市町村から協議を希望しない旨の回答があっ

た場合は、速やかに東北運輸局、関係市町村及びバス事業者へその旨を通知するものとする。

（地域公共交通確保維持改善事業の協議）

第 10 条 協議会は、前条第 1 項の通知があったときは、直ちに、関係部会を開催し、内容等について協議を行うものとする。

2 前項の部会の協議は、協議会の協議とする。

3 第 1 項の協議の結果については、部会から協議会に報告するものとする。

4 部会において、第 1 項の協議を行う場合は、該当する路線の関係市町村及びバス事業者を出席させて行わなければならない。

（会議の公開）

第 11 条 協議会は、原則として公開とする。ただし、関係事業者等が議長に申し出た場合であって、議長が当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる恐れがあると認めたときは、出席した構成員の 3 分の 2 以上の同意をもって、非公開とすることができる。

2 協議会の協議結果は、公表するものとする。

（合同の部会の取扱い）

第 12 条 部会の地域を越えて、隣接地域等に路線がまたがっている場合は、合同の部会を開催することとする。

2 合同の部会の設置については、宮城県地域公共交通活性化協議会地域部会設置要領に準じて行うものとする。

（他県にまたがる路線の取扱い）

第 13 条 他県にまたがる路線の取扱いは、県地域交通政策課が関係県と調整の上、別に定める。

（その他）

第 14 条 協議会の運営について、この要領に定めのない事項については、議長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

宮城県地域公共交通活性化協議会の運営等に関する要領 新旧対照表

宮城県地域公共交通活性化協議会の運営等に関する要領（平成１３年７月３０日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
第１条 （略） （路線の休廃止等の意向申し出） 第２条 バス事業者は、宮城県内において、路線の休止廃止，又は事業の休止廃止（以下「路線の休廃止等」という。）をしようとするときは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第１５条の２第１項の規定又は同法第３８条の規定による届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により、宮城県（以下「県」という。）に申し出るものとする。ただし、一の市町村の区域内のみににおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみであり、当該市町村の道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。）<u>第４条第２項</u>に規定する地域公共交通会議の協議事項に、一の市町村の区域内のみににおいて運行している路線の休止又は廃止に関する事項を掲げている場合は、県と調整の上、当該市町村に申し出ることができる。 （以下略） 第３条から第１４条 （略）	第１条 （略） （路線の休廃止等の意向申し出） 第２条 バス事業者は、宮城県内において、路線の休止廃止，又は事業の休止廃止（以下「路線の休廃止等」という。）をしようとするときは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第１５条の２第１項の規定又は同法第３８条の規定による届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により、宮城県（以下「県」という。）に申し出るものとする。ただし、一の市町村の区域内のみににおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみであり、当該市町村の道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。）<u>第９条の２</u>に規定する地域公共交通会議の協議事項に、一の市町村の区域内のみににおいて運行している路線の休止又は廃止に関する事項を掲げている場合は、県と調整の上、当該市町村に申し出ることができる。 （以下略） 第３条から第１４条 （略）

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。